

# 熊野町川角大原地区災害碑設置業務 仕様書

## 1 業務名

熊野町川角大原地区災害碑設置業務

## 2 業務目的

熊野町では、平成30年7月豪雨（以下「豪雨災害」という。）により、川角地区の大原ハイツでは12名もの尊い命が犠牲となった。

豪雨災害の記憶・事実を後世へ伝承し、災害による犠牲者を二度と出さないという誓いを表すとともに、地域住民が早めに避難行動をとることができる等、防災意識の向上へ繋げることを目的に、川角大原地区街区公園（仮称）内へ、災害碑を設置する。

## 3 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）まで

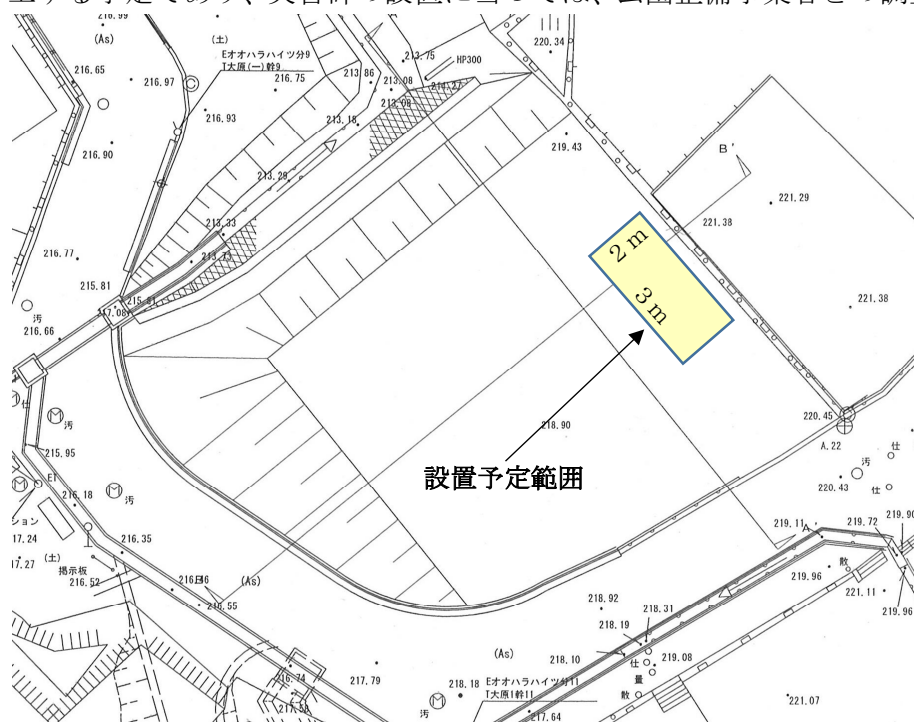
## 4 業務内容

### (1) 委託業務の内容

災害碑のデザイン、設計、製作及び設置工事

### (2) 設置場所（下図を参照）

- ① 安芸郡熊野町川角五丁目210番4（川角大原地区街区公園（仮称）内）とする。
- ② 災害碑を設置する川角大原地区街区公園（仮称）は、下図に示すように別事業で施工する予定であり、災害碑の設置に当っては、公園整備事業者との調整が必要となる。



- ③ 災害碑の設置予定範囲は、上図に示すように3m×2mの長方形エリアとする。  
なお、設置位置については公園整備の内容によって変更となる場合がある。

### (3) 災害碑の構造及び材質

- ① 設置場所の条件や屋外に設置することを考慮し、長年の使用、風雨、紫外線等に耐えるものとする。
- ② 容易に倒壊したり損傷することのないような構造とすること。
- ③ 近くを歩行する者等に転倒等の危険が生じないよう安全性に配慮すること。
- ④ 材質は「石」とし、その選定に当っては、選定理由（その材質が有する耐久性や質感等）を明らかにし、提案書に記載すること。
- ⑤ 維持管理が容易なものとする。

### (4) 災害碑の基本コンセプト

- ① 豪雨災害の記憶・事実を後世へ伝承するものであること。
- ② 宗教色が無く、広く地域住民等に受け入れられるものであること。
- ③ 大原ハイツの住民にとって、シンボリック的存在となること。

### (5) 災害碑のデザイン

- ① デザインは、「2 業務目的」及び上記の基本コンセプトを十分に踏まえたものとする。
- ② 災害碑本体の幅及び高さは、ともに2 m以内とすること。
- ③ 台座を含めて提案すること。
- ④ 災害碑の正面には、「子どもにも分かりやすく、豪雨災害を後世へ伝承していく言葉」を15字程度で直接刻み、裏面には「被災当時の様子や被害の状況」を200字程度でプレート彫りとすること。なお、文字については熊野町が指示する。
- ⑤ ④のプレートには、犠牲となられた方の氏名を刻むこと。なお、人数については熊野町がご遺族の意向を確認のうえ指示する。
- ⑥ 公園予定地内へ設置することから、「お墓」のイメージにならないよう配慮すること。また、献花台は設置しないこと。
- ⑦ 宗教色が無いよう、広く受け入れられるものとする。（再掲）

### (5) 業務計画等

本業務の実施に当っては、実施内容や業務スケジュール等を的確に把握するなど、必要な準備を行い、受託者は、契約締結後は速やかに業務計画書を提出し、熊野町の承認を受けること。

### (6) 災害碑設置の施工について

- ① 関係法令等を遵守するとともに、施工に関し、必要に応じ各関係機関と協議を行うこと。
- ② 設置工事の計画・施工に当っては、工程・施工方法・安全対策等について、十分な対策を講じること。

### (7) 川角大原地区街区公園（仮称）の整備工事について

本業務は、川角地区の大原ハイツへ整備予定の公園内に設置する業務であるため、公園の整備状況によっては、業務の期間を延長する場合がある。

## 5 成果品等

受託者は、業務完了に当り、次に掲げる図書を提出すること。

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書（完成図書）
- (3) その他熊野町が指示する本業務遂行に係る書類等

## 6 その他

- (1) 本業務は、熊野町財務規則（昭和60年熊野町規則第5号）に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務を円滑に遂行するために、逐次、担当者と打ち合わせを行わなければならない。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項であっても、本業務遂行上必要と認められるものについては、担当者と協議のうえ決定すること。
- (4) 本業務には、十分な経験と知識を有する者の配置により行うこと。
- (5) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 受託者は、本業務の遂行上個人情報を取り扱う場合は、熊野町個人情報保護条例（平成17年熊野町条例第11号）、その他の関係法令等を遵守し、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務の成果品等の所有権及び全ての著作権は、成果品とともに全て熊野町に帰属する。
- (8) 本業務完了後、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに担当者が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とすること。
- (9) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、熊野町及び受託者が協議のうえ定めるものとする。